

良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

地域優良賃貸住宅制度では、賃貸住宅の整備等に要する費用や家賃の減額に要する費用に対し、地方公共団体が助成を行う場合、国としても支援を行っている（2012（平成24）年度末時点管理実績約17.5万戸）。

都市再生機構の民間供給支援型賃貸住宅制度では、機構が整備した敷地を民間事業者に定期借地し、民間事業者による良質なファミリー向け賃貸住宅等の建設・供給を支援している（2013年度末現在で約10,800戸）。

その他、高齢者等が所有する戸建て住宅等を、広い住宅を必要とする子育て世帯等へ賃貸することを円滑化することへの支援や、子育て世帯等の入居を受け入れることとしている民間賃貸住宅の情報提供等の居住支援を行っている。

公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公営住宅においては、子育て世帯等について、入居者の選考に際し、地域の実情を踏まえた事業主体の判断により優先入居の取り扱い及び入居収入基準の緩和を行っている。都市再生機構賃貸住宅においては、子育て世帯や子育て世帯との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集（抽選）時の当選倍率を20倍に優遇し、また、既存賃貸住宅の募集（先着順）時には、子育て等世帯と支援する親族の世帯の双方が、同一駅圏内（概ね半径2km以内）の都市再生機構賃貸住宅に近居することとなった場合、新たに入居する世帯の家賃を一定期間、割り引く近居促

進制度を実施している。

公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公営住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設することを求めるとともに、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、国が直接支援を行っている。

また、市街地再開発事業等において施設建築物内に保育所等を導入した場合の補助等を行っている。

街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における住宅供給を誘導・促進している。

〈小児医療の充実〉

小児医療の充実

小児医療については、今後の我が国の社会を担う若い生命を守り育て、また、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、休日・夜間を含め、小児救急患者の受入ができる体制の整備が重要となっている。

このため、都道府県が定める医療計画を通じて、小児医療を担う医療機関の機能分担と連携を促進している。特に小児救急医療については、初期救急では、小児初期救急センター、入院を要する救急（二次救急）では、二次医療圏単位で当番制等により小児救急対応が可能な病院を確保する小児救急医療支援事業¹や、複数の二次医療圏ごとに小児救急患者を受け入れる病院を確保する小児救急医療拠点病院¹、さらに、救命救急（三次救急）では、小児の救命救急医療を担う小児救命救急センターや、急性期にある小児への集中的

1 小児救急医療支援事業、小児救急医療拠点病院及び小児救急電話相談事業に対する支援は、2013（平成25）年度まで補助金であったが、2014（平成26）年度より医療提供体制のための新しい財政支援制度において実施可能となっている。

専門的医療を行う小児集中治療室の整備等の実施を支援している。

また、小児の急病時の保護者等の不安解消等のため、小児の保護者等に対し小児科医等が電話で助言等を行う小児救急電話相談#8000は、休日・夜間の急な子供のケガや病気に対する家族の判断を助けるためのサービスである。全国共通のダイヤル（#8000）に電話をすることで、看護師や小児科医による緊急度判定とともに、ホームケアや医療機関案内などの情報提供を受けることができる。電話相談体制の整備により、地域の小児救急医療体制の補強と医療機関の機能分化を推進し、患者の症状に応じた適切な医療提供体制を構築することを目的として、2004（平成16）年度より開始され、2010（平成22）年度より全都道府県で事業展開されている。2013（平成25）年度は全国で約56万8千件の相談が寄せられており、2014（平成26）年現在29府県で深夜も実施されている。さらに、小児医療については、近年の累次の診療報酬改定において重点的な評価が行われているところであり、2014（平成26）年度診療報酬改定においても、例えば、先天奇形等を有する新生児について、新生児特定集中治療室管理料等の算定日数上限を延長するなどの措置を講じたところである。

加えて、国民健康保険の資格証明書の取扱いについて、2009（平成21）年4月から資格証明書の交付世帯における中学生以下の被保険者については、資格証明書を交付せず、有効期間が6か月の被保険者証を交付していたが、2010（平成22）年7月からはこの措置の対象を高校生世代まで拡大している。

小児慢性特定疾病対策等の充実

(1) 小児慢性特定疾病の医療費助成等

2015（平成27）年1月より、児童福祉法の一部を改正する法律（平成26年法律第47号）が施行され、小児慢性特定疾病（※）にかかっている児童等について、健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るた

め、その医療費の自己負担分の一部を助成する事業を開始した。

（※）以下の①～④の要件を全て満たし、厚生労働大臣が定めるもの

①慢性的に経過する疾病であること、②生命を長期に脅かす疾病であること、③症状や治療が長期にわたって生活の質を低下させる疾病であること、④長期にわたって高額が医療費の負担が続く疾病であること

給付の対象となる疾患は、①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群及び、⑭皮膚疾患の14疾患群である。また、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付等を行っている。

(2) 小児慢性特定疾病児童等の自立支援

幼少期から慢性的な疾病にかかっているため、学校生活での教育や社会性の涵養に遅れが見られ、自立を阻害されている児童等について、地域による総合的な支援により自立の促進を図るための、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を2015（平成27）年1月から実施している。

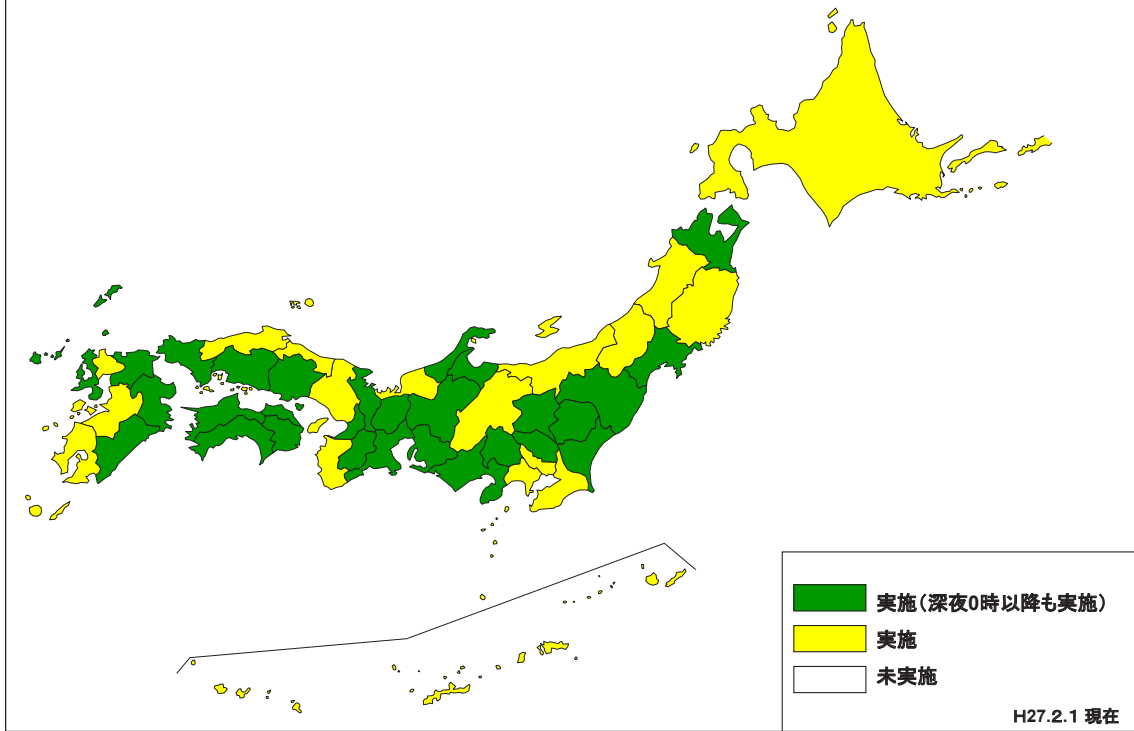
予防接種の推進

予防接種は、感染症の発生及び流行から国民を守る極めて有効な手段であり、我が国の感染症対策上大きな役割を果たしてきたところである。今後も、予防接種の機会を広く確保するとともに、予防接種施策を適切に実施していくことが重要である。

2013（平成25）年3月の「予防接種法」（昭和23年法律第68号）改正では、新たにHib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症の三ワクチンが定期接種に位置付けられた。また、予防接種に関する基本的な計画の策定、副反応報告制度の定

第2-2-4図 小児救急電話相談（#8000）事業の概要と実施状況について

実施状況(詳細版)



資料：厚生労働省資料

注：本資料に記載した地図は、我が国の領土を網羅的に記したものではない。

化、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の設置等の取組が進んだ。引き続き、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの数が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」の問題の解消に向け、厚生科学審議会等において「広く接種を促進していくことがのぞましい」とされた水痘、成人用肺炎球菌の二ワクチンについて定期接種化に向けた準備を進めるとともに、おたふくかぜ、B型肝炎の二ワクチンの取扱いについても検討を行う等、予防接種制度の見直し及び充実を図る。

こころの健康づくり

2008（平成20）年度から、経験豊かな退職した養護教諭をスクールヘルスリーダーとして、経験の浅い養護教諭の配置校へ定期的

に派遣し、校内での教職員に対する研修、個別の対応が求められる児童、生徒への対応方法等に関する指導等を実施するとともに、スクールヘルスリーダーによる情報交換・知見の向上を図ること等により、児童、生徒が抱える現代的な健康問題に適切に対処できる環境の整備を図っている。

また、子供の日常的な心身の健康状態を把握し、健康問題などについて早期発見・早期対応を図ることができるよう、教員を対象とした指導参考資料を作成するとともに、養護教諭、スクールカウンセラー等を対象に、子供の心のケアの効果的な対応方法等に関するシンポジウムの開催や、児童生徒の心のケア等を図るため、スクールカウンセラーの活用など学校における教育相談体制の充実に努め

ている。

さらに、児童思春期におけるこころの健康づくり対策としては、児童思春期におけるこころのケアの専門家の養成研修事業を行っており、精神保健福祉センター、児童相談所等では児童思春期の専門相談を実施している。

加えて、様々な子供の心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を2008年度より3か年のモデル事業として実施してきたところであり、2011（平成23）年度以降においては、本モデル事業の成果を踏まえ、「子どもの心の診療ネットワーク事業」として事業の本格実施を行っている。

〈子供の健やかな育ち〉

学校の教育環境の整備等

幼児教育については、「教育基本法」（昭和22年法律第25号）等の改正や、近年の子供の育ちや社会の変化を踏まえ、2008（平成20）年3月に幼稚園教育要領の改訂を行い、2009（平成21）年4月から実施している。幼稚園教育の一層の理解推進を図るため、国及び都道府県において、幼稚園長や幼稚園教諭等を対象とした協議会を開催するとともに、幼児教育の改善・充実のための調査研究を実施し、幼児教育の質の向上を図っている。

また、2010（平成22）年には、「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議」において、子供の発達と学びの連続性を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について検討を行い、同年11月に報告書が取りまとめられた。さらに、2011（平成23）年11月には、第三者評価を含め幼稚園の特性に応じた学校評価を推進するため、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を改訂した。

保育所については、子供の視点に立ったサービスの向上を目指し第三者評価事業を推進している。2004（平成16）年5月には、保

育を含む福祉サービスの第三者評価事業の普及を図るため、第三者評価事業の推進体制や評価基準の指針を定めた。さらに、保育所の特性に着目した評価基準の指針について、2005（平成17）年5月に通知を发出、2011年3月に一部改正し、周知を図った。また、2009年に告示化された保育所保育指針において、保育所及び保育士の自己評価について、努力義務を新たに定め、2009年3月に「保育所における自己評価ガイドライン」を作成した。

2008（平成20）年3月に小・中学校の学習指導要領を、2009（平成21）年3月に高等学校・特別支援学校の学習指導要領などの改訂を行った。学習指導要領では、子供たちに知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育むことをねらいとして、授業時数の増加や指導内容の改善を図っており、2011（平成23）年4月から小学校等、2012（平成24）年4月から中学校等において全面実施、高等学校等においては2013（平成25）年度入学生から年次進行で実施されている。

また、学校の教育環境の根幹である教職員配置については、2011年度及び2012年度に、公立小学校1・2年生の35人以下学級に必要な教職員定数の増を図った。2014（平成26）年度においては、少子化等に伴い教職員定数が減少する一方で、小学校英語の教科化や、特別支援教育の充実のために必要な教職員定数703人の増を図ったほか、補充学習など学力向上等のため、約8,000人の学校サポーターを活用する補習等のための指導員等派遣事業を2013年度に引き続き実施している。

地域ぐるみで子供の教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子供たちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、学校支援地域本部や放課後子供教室、家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国

で推進している。

(1) 学校支援地域本部

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子供を育てる体制づくりを行う学校支援地域本部を2008（平成20）年度より実施しており、学校や地域の実情に応じ、地域住民による学校支援のための様々な活動が行われている（2014（平成26）年度実施か所数：3,746本部）。

(2) 地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育活動の推進

2014（平成26）年度より全ての子供たちの土曜日の教育活動の充実のため、地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の協力により、土曜日に体系的・継続的な教育プログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図っている（2014（平成26）年度実施か所数：4,845校）。

(3) 放課後子供教室

放課後等に、学校の余裕教室等を活用して、全ての子供を対象として、安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子供教室を実施している（2014年（平成26）年度実施か所数：11,991教室）。

(4) 家庭教育支援

身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を実施している（2014（平成26）年度実施か所数：3,344か所）。

また、地域住民、学校、行政、特定非営利活動法人、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な

取組事例等を活用した全国的な研究協議を行っている。2014年度においては、全国家庭教育支援研究協議会「これからの時代の家庭教育支援の在り方～つながりが創る豊かな家庭教育～」を開催し、全国的な啓発を行った。そのほか、地域人材を活用した「家庭教育支援チーム」による支援を更に普及し、より効果的な取組を促進するため、ロゴマークの提供等を含む家庭教育支援チームの登録制度の見直しを行った。さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠などを始めとする子供の基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。独立行政法人国立女性教育会館においては、「女性情報ポータル“Winet”（ウイネット）」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している（<http://winet.nwec.jp>）。

いじめ防止対策の推進

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長と人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるが、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。

2013（平成25）年6月に成立したいじめ防止対策推進法を踏まえ、文部科学省では同年10月、「いじめの防止等に関する基本的な方針」を策定した。「いじめの防止等のための普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催するなど、同法や方針の周知に取り組んでいる。

また、教育再生実行会議の第一次提言及びいじめ防止対策推進法を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットを通じて行われるいじめへの対応を充実するため、2013年度から「いじめ対策等総合推進事業」を実施し、いじめの防止等のための措置を推進している。

スクールサポーターによるいじめ防止対策の推進

退職した警察官等からなるスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重要性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。2014（平成26）年4月現在、43都道府県で約800人のスクールサポーターが配置されている。

「食育」等の普及・促進及び多様な体験活動の推進

(1) 食育の普及促進

2005（平成17）年6月に制定された「食育基本法」（平成17年法律第63号、同年7月施行）において、子供たちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育てていく基礎となるものと位置付けられたところである。

食育基本法では、食育推進会議（会長：内閣総理大臣）が食育推進基本計画（以下この項目において「基本計画」という。）を作成することとされており、2006（平成18）年度から2010（平成22）年度を対象とする最初の基本計画が2006年3月に決定され、これに基づき食育の推進に関する各種施策が行われてきたところである。

なお、2011（平成23）年3月には、2011年度から2015（平成27）年度の5年間を期間とする新たな基本計画が決定され、2013（平成25）年12月には一部改定がなされたところである。

①国民運動としての食育の推進

食育基本法の趣旨から、子供たちに対する食育が重要であるとの認識の下、基本計画に基づき、家庭、学校、保育所、地域等において、国民的広がりを持つ運動として食育を推進している。基本計画は、食育推進運動を重

点的かつ効果的に実施し、食育の国民への浸透を図るため、毎年6月を「食育月間」として定めている。内閣府では、実施要綱を策定して全国的な推進を図るとともに、2014（平成26）年6月に長野県長野市において第9回食育推進全国大会を開催するなど、食育に関する国民の理解の促進に努めたところである。

また、若い世代の食生活の改善に尽力したボランティアを対象として「食育推進ボランティア表彰」を実施している。2014年度は、10の優秀事例を内閣府特命担当大臣から表彰した。

②家庭における食育の推進

「平成17年度乳幼児栄養調査」において、幼児（4歳未満）の約1割に朝食の欠食がみられるなど、乳幼児のいる家庭への食育の必要性が明らかになった。また、「健やか親子21」において食育を推進し、2013（平成25）年の最終評価では、地方公共団体や関係機関等と連携した食育の取組は着実に増加した。なお、2015（平成27）年度からスタートする「健やか親子21（第2次）」においても、子供の生活習慣の形成という観点から、引き続き、朝食を欠食する子供の割合を減らす取組を進める他、家族など誰かと食事をする子供の割合を増やす取組などもあわせて推進していくこととしている。

③学校等における食育の推進

学校における食育を推進するためには、学校における指導体制の整備が不可欠である。2005（平成17）年4月に制度化された栄養教諭は、各学校の指導体制の要として、教育に関する資質と栄養に関する専門性を生かして、学校給食の管理を行うとともに、食に関する指導を一体として担うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されており、食育の推進に大きな効果を上げている。2014（平成26）年4月現在で、全ての都道府県において5,023人の栄養教諭が配置さ

れている。このほかにも、

- ・全国の全ての小学校1年生・3年生・5年生、中学生を対象とした「食生活学習教材」を作成し、配布及びホームページで公開、
- ・栄養教諭を中核として、学校、家庭、地域が連携しつつ、学校における食育を推進するための事業の展開など、各種事業を継続的に実施し、学校における食育の推進に努めている。

また、2008（平成20）年3月には、小中学校の学習指導要領の改訂を行い、その総則において、「学校における食育の推進」を明確に位置付けるとともに、家庭科（技術・家庭科）や体育科（保健体育科）、総合的な学習の時間、特別活動など、関連する教科等においても食育に関する記述を充実した。併せて、幼稚園教育要領の改訂も行われ、領域「健康」において、食育の観点からの記述を充実した。

さらに、2009（平成21）年4月には、改正学校給食法（平成20年法律第73号）を施行し、第1条（この法律の目的）において、「学校における食育の推進」を明記するとともに、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する指導を行うことや、校長が食に関する指導の全体計画を作成するなど、必要な措置を講ずることを規定した。

児童福祉施設における食事は、入所する子供の健やかな発育・発達及び健康の維持・増進の基盤であるとともに、望ましい食習慣及び生活習慣の形成を図るなど、その果たす役割は極めて大きい。そこで、2009年度に改定された「日本人の食事摂取基準」（2010年版）を受けて、児童福祉施設における食事の提供及び栄養管理のあり方について、子供の健やかな発育・発達を支援する観点から、具体的な食事計画の作成や評価など栄養管理の手法について、専門家による検討を行い、2010年3月に「児童福祉施設における食事の提供ガイド」を取りまとめた。

なお、保育所における食育の推進について

は、2009年4月に施行された、新たな保育所保育指針（厚生労働省告示第141号）に位置付けられている。

④地域における食生活の改善等のための取組の推進

ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」などの健全な食生活の実践や農林漁業体験を通じて食や農林水産業への理解を深める教育ファームなどの食育活動を支援した。さらに、学校給食への地場産物の活用など、地域の特性を活かした取組を促進している。



田植えの体験（長野県須坂市）

(2) 消費者教育・金融教育等の普及・促進

消費者が被害に遭わないようにし、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動できる存在となるため、あるいは自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画し、その発展に寄与する存在となるためには、消費者教育（消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育）が重要である。そのような消費者教育を総合的かつ一体的に推進するために、2012（平成24）年12月に「消費者教育の推進に関する